

いいね!! e-年調

年末調整手続の電子化で業務の効率化

年末調整手続の電子化とは・・・

1. 従業員が控除証明書等をデータで取得し、これを利用して年末調整に関する申告書をデータで作成
2. 勤務先が従業員から年末調整に関する申告書及び控除証明書等のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を計算

「年末調整手続の電子化」に必要な準備に関するパンフレットやQ&Aは、こちらをご覧ください。



国税庁では、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(年調ソフト)を無償で提供しています。



年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与の支払者）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！ ② 控除額や添付書類のチェックが簡単！ ③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！ ④ 書類の保管場所も不要！	① 手書きでの書類作成が不要！ ② 控除額はソフトが自動計算！ ③ テレワーク中の従業員も提出可能！ ④ マイナポータル連携を利用すれば、 保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

従業員による3ステップ



1. 準備

控除証明書等を
データで取得(※)



2. 作成

申告書を
データで作成



勤務先の給与担当

3. 提出

勤務先に
データで提出

※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体(保険会社等)から取得してください。
 なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。



※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
 マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。



「調書方式」による 住宅借入金等特別控除の適用について

令和7年分の年末調整からは、「調書方式」による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方がいます。

(注)・ 調書方式とは、調書方式に対応した金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から従業員の方に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。

・ 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方は、調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した従業員の方となります。

調書方式の概要や調書方式に対応した金融機関等については、右下の国税庁ホームページ(①調書方式の概要等及び②「調書方式」に対応した金融機関等)をご確認ください。

「調書方式」の場合の留意事項

○ 税務署から従業員の方への「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」(以下「控除証明書等」といいます)の**交付時期**が、これまでの証明書方式の場合と異なります。

<確定申告で控除証明書等の受取方法について「電子交付」を希望した従業員の場合>

控除証明書等は、**毎年11月中旬頃**に、従業員の方のe-Taxメッセージボックスに交付されます。

※ 「電子交付」された控除証明書等の受付に対応していない場合は、従業員の方が、国税庁が提供する「QRコード付証明書等作成システム」から控除証明書等を書面出力し、提出することとなります。

<確定申告で控除証明書等の受取方法について「書面交付」を希望した従業員の場合>

控除証明書等は、**入居2年目の11月下旬頃**に、従業員の方に入居2年目以降分が一括で郵送されます。

○ 従業員の方が提出する控除証明書等には、**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の添付が不要**となります。

○ **控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額(見込額)」を記録し、又は記載した上で、税務署から従業員の方に交付されます。**

※ 「書面交付」を希望した従業員の方は、原則、入居2年目の控除証明書等に、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額(見込額)」が記載されます。

※ 借換えのある場合など、控除証明書等に「住宅借入金等特別控除額(見込額)」が記録又は記載されずに交付される場合もあります。

「調書方式」の場合の控除証明書等(書面)イメージ

年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたので、申告します。

新築又は購入に係る借入金等の計算		借入金等に係る借入金等の計算	
A 住宅のみ	B 土地等のみ	C 住宅及び土地等	借入金等の計算
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額)	円	円	円
住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務の額)	円	円	円
①のうち、専任債務の額	円	円	円
②のうち連帯債務の額(連帯債務割合)	円	円	円
③と④の合計額	円	円	円
⑤と⑥の合計額	円	円	円
⑦と⑧の合計額	円	円	円
⑨と⑩の合計額	円	円	円
⑪と⑫の合計額	円	円	円
⑬と⑭の合計額	円	円	円
⑮と⑯の合計額	円	円	円
⑰と⑱の合計額	円	円	円
⑲と⑳の合計額	円	円	円
㉑と㉒の合計額	円	円	円
㉓と㉔の合計額	円	円	円
㉕と㉖の合計額	円	円	円
㉗と㉘の合計額	円	円	円
㉙と㉚の合計額	円	円	円
㉛と㉜の合計額	円	円	円
㉝と㉞の合計額	円	円	円
㉟と㊱の合計額	円	円	円
㊲と㊳の合計額	円	円	円
㊴と㊵の合計額	円	円	円
㊶と㊷の合計額	円	円	円
㊸と㊹の合計額	円	円	円
㊺と㊻の合計額	円	円	円
㊼と㊽の合計額	円	円	円
㊾と㊿の合計額	円	円	円

「住宅借入金等特別控除額(見込額)」が記載済

調書方式に対応する金融機関からの借入れ

令和 7年分 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

証明事項 (令和 6年申請住宅・認定住宅等)

証明事項	証明事項	証明事項	証明事項
1 住宅借入金の開始年月日	2 住宅借入金の返済期間	3 住宅借入金の返済利率	4 住宅借入金の返済回数
令和 6年 1月 1日	20年	1.5%	100
5 住宅借入金の返済開始年月日	6 住宅借入金の返済終了年月日	7 住宅借入金の返済開始利率	8 住宅借入金の返済終了利率
令和 6年 1月 1日	令和 26年 12月 31日	1.5%	1.5%
9 住宅借入金等の年末残高	10 住宅借入金等特別控除額	11 住宅借入金等特別控除率	12 住宅借入金等特別控除額(見込額)
48,000,000	350,000	0.7%	336,000

「住宅借入金等の年末残高」が記載済

調書方式に対応する金融機関からの借入れ

「調書方式」の場合、「備考」欄に従業員の方がご自身で「調書方式に対応する金融機関からの借入れ」など、調書方式に対応する金融機関からの借入れである旨を記載することとなります。

控除証明書等の記載例については、こちら(国税庁HP)をご覧ください。



年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受ける方へ

調書方式の概要等については、こちら(国税庁HP)をご覧ください。



①調書方式の概要等



②「調書方式」に対応した金融機関等



③ QRコード付証明書等作成システム